

日本産業衛生学会 一般演題発表指針

2022年10月31日

日本産業衛生学会
業務執行理事(総務)

1. 産業衛生学会地方会および国内の他学会や研究会にて既に発表された演題と同一の発表は認めない。
 - ・ 産業衛生学会地方会および国内の他学会や研究会での発表から、対象者数や統計解析方法など内容を一部変更した演題の発表は認める。この際、既発表であることの開示は不要とする。
 - ・ 演題名は完全に同一でないことが望ましいが、発表者の判断に委ねる。
2. 国際学会で発表済みの演題について、既発表であることを抄録及び発表資料に開示することとして発表を認める。
3. 産衛誌をはじめとする国内外の学会誌に公表済みの論文等について、既発表であることを抄録及び発表資料に開示することとして発表を認める。

補足

- ※1. 年次学会や全国協議会の「一般演題登録」のページにこの指針を開示し、演者が自己管理する。年次学会や全国協議会の事務局などによる確認は行わない。
- ※2. 年次学会や全国協議会において表彰を検討する際は、候補となった段階で担当者が筆頭演者に既発表の演題ではないことを確認し、二重投稿演題の表彰を防止する。

以上